

三田市民病院 院内保育施設運営管理業務委託仕様書

1 目的

市民病院に勤務する医師及び看護師が出産し子育てをしながら働き続けることができる職場環境整備の一環として、院内に福利厚生（保育）施設を整備する。

2 業務委託の概要

(1) 業務内容

保育施設の運営管理全般

(2) 委託期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)

* 予算議決前の準備行為として実施する入札（見積合わせ）であるため、市議会での予算の減額、否決があったときは解除条件が成就し、入札（見積合わせ）実施の効力を失うこととなる。また、次年度以降についても、予算の減額または削除があった場合は、契約の変更または解除があり得るものとする。なお、その際、市は当該業務の債務を一切負わないものとする。

* 平成 32 年 3 月 31 日の契約満了をもって契約者に変更が生じる場合は、誠意をもって業務引き継ぎに協力するものとする。

(3) 委託場所

三田市けやき台 3 丁目 1 番地 1 三田市民病院敷地内 保育施設

3 保育施設の概要

(1) 名称 三田市民病院院内保育施設

(2) 所在地 三田市けやき台 3 丁目 1 番地 1 三田市民病院敷地（リハビリ庭園）内

(3) 施設状況

① 構造 鉄骨造 平屋建て

② 延べ面積 257.51 m²

③ 各室 保育室 2 室、乳児室、病児・病後児室 2 室、調理室、事務室、更衣室等

④ 定員 定期預かり保育 50 名

病児・病後児保育 3 名

参考データ(平成 28 年 6 月時点保育人数)

0 歳児	2 名	1 歳児	8 名	2 歳児	11 名	3 歳児	4 名
4 歳児	5 名	5 歳児	7 名	6 歳児	0 名	計	37 名

4 業務内容

契約期間にわたる当該業務の実施に関し、当該業務の受託者（以下「受託者」という。）は安定かつ継続的な運営を行い、下記の事項を適正に実施すること。

(1) 基本事項

- ① 法令、通達等を遵守し、保育施設の運営管理を実施すること。
- ② 兵庫県の定める「特定認可外保育施設認定基準」を満たすこと。

(2) 保育理念、運営方針等に関する事項

安全かつ快適な入所生活ができるような良好な保育サービスを提供し、入所児童の心身の健全な発達を促進することを目的として保育すること。

(3) 保育の実施に関する事項

- ① 定員 50 名程度の通常保育を実施すること。
- ② 病児・病後児保育は、必要に応じて 3 名程度を病児・病後児室で実施すること。
- ③ 保育日は、月曜日～金曜日及び当院の指定した土日（毎週土日のいずれかを開所）とする。ただし、年末年始期間（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間）は除くものとする。
- ④ 保育時間は、午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までとし、延長保育は、最長午後 7 時までとすること。
- ⑤ 夜間保育は、現在実施していないが、情勢の変化に伴い以後に実施することも想定されるため、受託者として実施できる能力と実績を有すること。
- ⑥ 対象児童は、生後 57 日目から小学校就学前の児童までとすること。
- ⑦ 業務に必要な帳簿類（保育台帳、保育日誌、身体記録簿、入所時の出欠記録簿等）を備え、管理すること。

(4) 保育の内容に関する事項

- ① 児童一人ひとりの心身の発育、発達状況を把握し、保育内容を工夫すること。
- ② 乳幼児の安全で清潔な環境、健康的な生活リズム（食事、遊び、睡眠等）に十分配慮がなされた保育の計画を定めること。
- ③ 児童の発達の実態に即したカリキュラムを設定し、実行すること。
- ④ 児童への関わりが少ない「放任的な」保育を行わないこと。
- ⑤ 児童一人ひとりの欲求に答え、愛情を込めて応答的に関わること

(5) 健康、安全、衛生管理に関する事項

- ① 入所児童に対し、入所時及び 1 年に 2 回の健康診断を実施すること。
- ② 所内の危険な箇所を把握し、事故防止に努めること。
- ③ 児童が使用する器具、遊具、食器等は、環境及び児童の安全、衛生面にも配慮したものを配備すること。
- ④ 入所児童等の使用する設備、食器その他備品または飲用する水道水は、衛生的な管理を行い、または衛生上必要な措置を講ずること。

(6) 危機管理に関する事項

- ① 侵入者対策訓練等の十分な防犯対策を行い、犯罪の防止に努めること。
- ② 地震、風水害、火災等の非常時に対する具体的な計画を策定するとともに、非常時に備えてマニュアルを作成し、職員及び入所児童による消火、避難、救出その他法令等で求められる訓練を行うこと。
また、防火対象物として必要な点検、届出を行うこと。
- ③ インフルエンザ等流行性の疾病に対する感染防止対策を行うこと。また同対策として発注者が必要とある個別具体的な指示をした場合はその指示に従った対策を行うこと。

(7) 給食、副食の提供に関する事項

- ① 入所児童に対する給食（昼食、おやつ等）は、受託者が所内の調理室で調理したものを提供すること。
- ② 給食に必要な食材は受託者が調達すること。

(8) 発注者及び保護者との連絡調整に関する事項

- ① 必要に応じて、保護者会の設置等、保護者と意見交換を行う場を設け、相互理解に努めるとともに、その意向に配慮すること。
- ② 上記①等による保護者からの意見は発注者に報告するとともに、責任を持って対応すること。
- ③ 日報の提出をすること。
- ④ 発注者から求めがあったときは発注者と意見交換を行う場を設け、相互理解に努めるとともに、その意向に配慮すること。

(9) 虐待等への対応に関する事項

児童虐待防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）等に基づき、虐待を受けたと思われる児童の早期発見及び通告に対する適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡を図ること。

(10) 個人情報の保護等に関する事項

- ① 業務上知り得た個人情報は、三田市民病院個人情報保護条例施行規程（平成 21 年 7 月 1 日病管規定第 8 号）に基づき適正に取り扱うとともに、その取り扱いを職員に周知徹底すること。
- ② 業務を行うに当たり、保有する情報の中で、個人情報以外のものは積極的な公開に努めること。また、業務を行うに当たり保有する情報の提供を発注者から求められたときは、これに応じること。

(11) 保育施設の管理に関する事項

- ① 保育施設の機能と環境を良好に維持し、当該業務が常に快適かつ衛生的に行われるために、日常の必要な掃除、施設等の点検及び保守管理を行うこと。
- ② 不可抗力により生じた施設の不備、不具合が明らかになったときは、直ちに発注者に報告し、協議すること。

(12) 保育に従事する職員に関する事項

- ① 本仕様書で示す委託業務を遂行するために必要な職員を配置すること。
- ② 配置する職員は、保育士の資格を有する者とし、児童福祉法を遵守し適正に配置すること。
- ③ 病児・病後児保育実施時は、看護師を配置すること。
- ④ 勤務体制は、労働基準法の諸規定を遵守すること。
- ⑤ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく職員の健康診断を実施すること。

(13) 保険加入に関する事項

受託者の賠償責任の有無に関わらず、入所児童が被った保育施設内での事故、または保育に起因する事故に対応した保険等に加入すること。

(14) 経費分担に関する事項

- ① 発注者が負担する費用
 - ア 必要な備品の購入費
 - イ 施設の維持管理に必要な改修、修繕等の費用（軽微なものを除く）
 - ウ 電気、水道等に要する光熱水費
 - エ (7)-②に基づき給食のために購入した食材の費用
 - オ その他発注者が負担することが相当と考えられる費用等
- ② 受託者が負担する費用等
 - ア 職員の健康管理に要する費用
 - イ 職員の教育訓練に要する費用
 - ウ 電話料等の通信費
 - エ 保育所運営に必要な消耗品の購入費
 - オ 行事費
 - カ 損害賠償費
 - キ その他受託者が負担することが相当と考えられる費用等

(15) 引継に関する事項

当該業務の運営を支障なく開始できるよう現運営業者と引継を行い、平成 29 年 4 月 1 日から適正に業務を開始すること。なお、前記引継期間に関する費用は受託業者の負担とする。

(16) その他

本仕様書に記載されていない事項は、双方が誠意を持って協議して定める。